

森林・林業施策の基本方向について

持続可能な林業経営の実現と森林の多面的機能を発揮させるためには、林業・木材産業関係者が主体となり、需要に応じた木材を供給する仕組みづくりを進め、木を伐って、使って、植えて育てる、林業システムの循環を実現する必要がある。一方、経済的な利用を行うことが困難な森林もあることから、森林・林業の大切さについて、広く県民の理解を得つつ、社会全体で支える気運を醸成していくことが重要である。

森林・林業戦略プランにおいては、しまねの「緑豊かな森」を未来に引き継ぐため、「木や森を使う」視点にウエイトをおき具体的な施策を展開する。

1 消費者に買ってもらえる商品づくり

(1) いつでも木材を安定供給できる森林づくり～森林施業・経営の集約化～

県内の人工林は順次利用期を迎え、国産材需要にも回復の兆しがある。しかし、山元では作業規模が小規模かつ分散的で生産効率が低いため需要者ニーズに応じた定時・定量の木材供給ができない状況にある。需要に応えるためには、資源情報や需要情報を的確に把握したうえで販売活動を強化する。さらに、森林所有規模が零細であること、生産が分散的に行われていることを踏まえ、森林施業・経営の集約化（生産団地）を推進し安定供給を目指す。

この取組を森林組合等の林業事業者が主体となって推進し、木材生産による収益を森林所有者に還元することで、林業の循環システムを構築する。

【主な取組内容】

- 原木の定時・定量供給のための施業・経営の集約化と生産コスト低減
- 森林組合と木材生産業者の役割分担による生産体制等の構築 など

(2) 需要者の声に応える原木流通の仕組みづくり～原木流通の効率化～

県内の木材生産及び流通体制は小規模であり、一定品質、定時、定量等の需要者ニーズに応じにくい状況にある。

その中で、本県の針葉樹合板工場への原木供給においては、定時・定量の需要に応え、合板工場との協定締結による供給が行われている。

今後、この取組をモデルとして、流通コストを削減し、定時・定量で需要者にとどけるため、出荷協定等による相対取引、直接販売など流通方法の多様化を推進する。また、事業者間での連携や県境を越えた広域連携等による柔軟な流通体制を整備する。さらに、品質の揃った商品を需要者に提供する原木市場の機能を維持しながら、需要に応じて山元から加工施設へ直送する配送機能や需要情報の提供など、効率的な原木流通体制の整備を図る。

【主な取組内容】

- 相対取引、直接販売の推進
- 新たな木材生産・流通体制等の構築 など

(3) 確かな品揃えができる製品づくり～木材需要拡大～

需要者ニーズは定時、定量かつ低価格で品質性能の明確な製品の提供である。県内の加工施設は小規模で製材コストが高く、乾燥材等を十分に供給できないため、地元工務店や大手ハウスメーカー等のニーズに応じきれない現状にある。

需要に応えるためには、乾燥材供給力を高めるとともに、加工施設の協業化等により製材コストの低減と供給ロットの拡大を図り、安定的で低価格な製品の供給体制を整備する。

さらに、消費者ニーズは、価格や強度を優先する傾向にあり、本物志向や健康などの安心を求める動きもある。このため、多様化した消費者ニーズに対応する高付加価値化や販売戦略の強化を図る。

【主な取組内容】

- 住宅、公共建築物、民間施設及び公共工事等における県産木材の利用促進
- 乾燥材供給をはじめとする品質性能の明確な製品づくりの推進 など

2 地域の実情にあった担い手づくり

森林を適切に維持・管理しながら森林の公益的な機能を十分に発揮させる

とともに、林業生産活動を活発にしていくため、森林組合を中心とした森林管理の体制づくりを推進する。

また、国産材の需要が高まる傾向のなか、林業の中心的担い手である森林組合などの林業事業体はその経営基盤を強化するとともに、新たな雇用者の確保と定着、さらに、木材生産に対応できる高度な技術者を育成する。

【主な取組内容】

- 森林組合を中心とした循環型林業のための森林整備体制構築
- 林業労働力確保支援センターによる木材生産技術者の養成 など

3 魅力ある農山村づくり

県民の安全で安心できる生活を確保することは、県としての基本的な責務。森林の持つ公益的機能を確保するため、保安林の適切な管理と局地的な豪雨等で発生する山地災害の未然防止を図る。具体的には、本数調整伐(間伐)、樹下植栽によって保安林内の荒廃森林を整備する。また、土石流や山崩れの危険性がある地区に重点的に防災工事を実施するとともに、山崩れ発生予知施設(雨量計)を活用した避難・連絡体制を整備するなど、ソフト面との連携を通じた効果的な治山対策を行う。

また、山村の過疎化、高齢化に伴う狩猟による捕獲量の減少等を背景として野生鳥獣による農林業被害が深刻化しており、被害の発生状況や地域の実情を踏まえつつ、農林業者、地域住民、関係機関等が密接に連携・協力して、的確かつ効率的な鳥獣被害対策を推進する。

【主な取組内容】

- 鳥獣被害に対する集落ぐるみでの取組支援

4 環境保全と多面的機能の維持増進

(1) 環境に貢献できる木質バイオマス利用体制づくり

～木質バイオマス利用促進～

再生可能で環境への負担の少ない木質バイオマスの利用を進めることは、森林の循環利用を促進するとともに木材利用への県民意識を醸成するうえでも有効である。

本県の木質バイオマスの利用状況は、製材系残材は8割が利用されているが、チップ化などの付加価値の高い利用は限定的である。また、林地系残材は搬出経費がかさむことから、ほとんど利用されていない状況にある。

このため、地域単位で供給体制整備を進めるとともに、運搬・集荷の低コスト化による利用を推進する。

さらに、竹材・広葉樹などの未利用資源の有効利用を図るとともに、地域資源活用のモデル地域づくりを推進する。

【主な取組内容】

- 石炭混焼発電用の林地残材系木質チップの安定供給
- 木質バイオマスの新たな用途開拓 など

(2) 県民が森林を支える環づくり ～ 県民の理解・参加 ～

森林は、県民共有の財産であり、県民全体で支える必要がある。その中で、平成17年度に「水と緑の森づくり税」が創設され、県民総参加の森づくりが始まったが、県民の森林・林業に対する理解は十分ではない状況にある。

森林の持つ多面的機能を発揮させていくため、森林・林業や木材利用の意義について、広く県民の理解を得つつ、社会全体で支える気運をさらに醸成していくことが重要である。

近年、NPO等や企業の社会的責任活動の一環としての森林づくり活動など、森林に対する社会全体の関心は一定の進展が見られる。今後、こうした動きを一層促進するため、「水と緑の森づくり事業」の活用や企業の社会的責任活動との連携を進めるとともに、緑の少年団の緑化活動やNPO等の森林ボランティア活動との協働による森づくりなどの取組を進める。

【主な取組内容】

- 公益的機能を有する荒廃した森林の整備
- 県民自らの活動による森を再生する取組の支援
- 県民の森づくり活動推進のため人と活動フィールド仲介機能の強化(しまね森林活動サポートセンター)
- 森林・林業・木材利用への県民理解促進 など